

岩手県告示第 507 号の 3

職員診療所診療規程を廃止する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員診療所診療規程を廃止する告示

職員診療所診療規程（昭和 40 年岩手県告示第 555 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。